



報道発表資料

報道関係者 各位

令和8年6月16日（火）

【 照会先 】

山形労働局 職業安定部 職業対策課

課 長 伊藤 智津

課長補佐 高木 勉

障害対策係 加藤 将也

（電話）023-626-6101

障害者雇用に取り組む優良な中小事業主を「もにす認定」しました！

山形労働局（局長 しまだ ひろかず 島田 博和）は、「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）」において、社会福祉法人 輝きの会（山形市）を認定しました。山形労働局管内における認定は5社目、山形市内の事業主では初の認定です。



<認定通知書交付式>

（日 時）令和8年6月23日（火） 10:30～

（場 所）社会福祉法人 輝きの会（山形市成安 425 番地 2）

*取材を希望される場合、山形労働局 職業対策課（担当:加藤）へ事前連絡願います。

○「もにす認定制度」について

厚生労働省は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、雇用の安定に関する取組の状況などが一定以上の優良な企業を「もにす認定」しています。（R2.4～）

認定事業主が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取組の一層の推進が期待されます。

認定事業主は、認定マークを自社の商品・サービスや広告、ハローワークの求人票、名刺、書類などに表示することで、障害者の雇用の促進・安定に関する取組が優良な企業であることをアピールすることが可能です。また、日本政策金融公庫の低利融資対象となるなどのメリットがあります。

もにすは、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、「**とも**に**す**すむ」という思いをこめた愛称です。